

051217 一新塾名古屋 北軽井沢合宿

日時 平成17年12月17日～18日

場所 北軽井沢「木楽想」(加部氏別邸)

参加 加部、近藤、白井、関根、津田、百田、宮田(記)

■ 各自の主張(12/17)

1. 人権についての考察(津田)

人権は、日本国憲法13条に明記されている。その2年後に「世界人権宣言」に明記された内容は日本国憲法に類似しており、憲法は(アメリカが作成したものといえ)先駆けている。

「全ての」人間は自由であり平等である。

<人権の条件>

- ・ 民主主義
- ・ 平和
- ・ 国際条約
- ・ 教育(民度)
- ・ 歴史認識
- ・ 情報公開

1948年12月10日「世界人権宣言」は戦争克服するためにも、人権からのアプローチが重要だとし、国際的な課題としてとらえた画期的なもの。

憲法12条、人権の保障に対し国民の不断の努力が重要とする「義務」も明記されており、保障の一方には義務が存在している。

満州事変の日本軍の自作自演だったという話を国民は15年後に知ることとなるが、これは現在のブッシュ政権の9.11からイラク派兵の口実にも類似している。

イラクの新体制下の選挙で投票用紙が不足したなど、工作が行われているという話もある。

10年で25億人増加し、今後更なる増加が予測されているが、エネルギーと食料不足の問題は深刻。石油は枯渇しないが、油田が老朽化、石油の減少により採掘コストが高くなるため今後石油高はなくなり、値上がりする。石油をベースにした電力、輸送コストがかさみ、輸入食料は高くなる。日本は現在食料の6割を輸入に頼っており、エネルギー高が食料問題にもつながるだろうと言われる。

2. 地域の自立と共生(宮田)

宮田から、地域の自立と共生というテーマで発表があった。

内容は現在の取り組み、ほか現在活動の延長線上としてNPO立ち上げの準備をしていること、5年後に市議会議員選挙が控えていることが述べられた。

3. モモタの一新塾活動について(百田)

選挙プロジェクトへの意気消沈

- ・ 政治に詳しくない/好きじゃない
- ・ 政治の世界がドロドロしている
- ・ 市民はそんなに賢くない

そこから脱却するためにも今後、モモタの世界観として提示された二つの図（別途参照）の概念やビジョンに基づき行動したい。

コバンザメとして（？）当面動く。

4. ペット総本山プロジェクト（水野／本人不在のため近藤さんが説明）

以前犬山の方でペット関連の企画があったが、駄目になった、

瀬戸には深川神社があり、その陶製の狛犬は重要文化財に指定（どこが指定しているかは未確認）されている。そこをお参りの総本山にし、地域活性化、マーケティング、動物の共生のためのモデル事例とできないか。

数人のキーマンからヒアリングを済ましており、感触は悪くない。

来年頭にまとめた話をもっていく。

5. 納税者の権利プロジェクト（近藤）

納税者の権利、義務を明確にするためにも、納税者憲章（納税者三権）を提案した。

<納税者三権>

- ・ 知る権利
- ・ 考える権利
- ・ 決める権利

納税者が目を光らせ、使い道を決めていくためには、納税者自らが知ろうとすることが重要で、その権利も保障されてしかるべき。

税金は補助金で埋め合わされている、あなたの知らないうちに！

旧国鉄債務処理 1. 3兆円

旧本州四国連絡橋公団 4. 7兆円

失敗しても責任は取らないし、結局責任をとるのは国民（国家賠償と泣き寝入り）これらの現象が起きるのは仕組みの問題で、仕組みの変革が必要

- ・ 政策→国民を誘導する政策手法
- ・ 税金→源泉徴収→納税者の無関心
- ・ 情報→情報操作→危機感欠如

<鉄のペンタゴン>

報道、議員、公益法人（つくるを前提の需要予測）、業界（新規参入を阻害）、学者（政府よりの裏付け）の癒着によって意思決定の正当性は生活者の見えないところで歪められている。

天下りのキャリアシステムも問題で、これらが特殊法人、公益法人への天下りを招く一因となっている。

現在小泉首相が先頭に立って行われている特殊法人改革も、実は特殊法人が独立行政法人になっただけで、似通った組織である公益法人として変わり身した数、金の流れなどのシステムは根本的に変わっていない。公益法人の資金源は補助金頼みで実情は変化なし。

以上の内容に加え、これまで主張してきた、納税者の権利プロジェクトの簡単な説明をおこなった。

6. Japan Easy Ranking Map / jermap.com（白井）

行政の財政評価と分析に特化した情報サイト jermap.com を開設、平日1日あたりアクセス数100、行政経営フォーラムに流したところ増加している。

職員給与のランキングは大阪府がトップなどなど。

今後財政運営の評価に関しても、いくつかの視点からバランスよく評価していくツールを開発していく予定。

7. 高齢者・問題解決ビジネス（関根）

小さい子供と母親もターゲットになるのではとも考えている。

団塊の世代の退職、高齢社会の到来を迎え、老人を狙った悪徳業者に対抗するためにも正当な価格に基づいたサービスや、正当な価格を顧客が判断できるようにするための比較、または紹介業などやりたい。

生き甲斐と健康のためにも楽しく、社会に貢献できる仕事がしたい。介護用品の企画開発、中国での生産の後、道具の細かい仕様の調整は地域の高齢者が行う。

監視カメラとネットコミュニティを利用した、安心のコミュニティの構築。

様々な認識ソフトなどを利用し、最低限の人件費で、最高のサービスができる。

バラバラなものをタイアップし、ニーズに合致したサービスを適正価格で提供できる紹介業。

8. 原理原則からのアプローチ（加部）

法体系はその昔、ユダヤのタルムード→ローマ法の時系列の流れがある。

ローマ法から、大陸法と呼ばれ事細かに全て規則を法律で決めるが、英国では本質的要求事項と方向性だけを定めるコモンロー（不文）が一般的。

日本は戦後、アメリカによって日本国憲法が導入された。

この憲法は当時最新の基本的人権に関する概念がおりこまれ現在でも充分使えるもので、津田さんの発表のとおり、1948年の「世界人権宣言」に先駆けており、権利と義務の関係についても明示されているが、日本人は未だにその法律の本質が理解し、実践していない。

EUでは、人権などといった法体系のなかでも原理原則を扱った根幹部分は立法府などによって決定されるが、あとの詳細な点は民間が決定していくようになっている。

このEUの仕組みはひとつの構想に基づき、様々な立場の人の知識・知恵を用い協調して社会の枠組み（公共）をつくっていく先進的な試みといえる。

欧州では権利と義務の概念が徹底されており、労働者の権利で例えれば、労働時間や作業内容に関しても、事業者が説明を行い、非雇用者（労働者）がそれを受け入れた上で初めて業務に当たることができるというプロセスが規定されている。

近藤さんの納税者三権のなかにあった「知る権利」はアメリカではすでに50年前から存在していたが、日本では未だにそのような権利に関しての具体的な明記や事例は存在しない。近年に至って情報公開法が可決されたが、これもあくまでお上からみた義務であって、生活者から主体的に情報を知るという視点に立ったものではない。

■ 我々の主張（12/18）

全体の総括として各自の視点をパワーポイントにまとめた。（別途参照）

加えて、一新塾名古屋発の原理原則を整理した図を作成し、国家またはこれからの行動に関する基盤としてまとめた。